

# 東日本大震災復興緊急保証（（1）イ関係）認定の申請方法等について

特定被災区域（※）において、東日本大震災前から継続して事業を行っており、震災の発生に起因して、震災後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比してマイナス10%以上の中小企業者要件が限定されていますので、なるべく事前に窓口で要件等についてご相談ください。  
 ※特定被災区域とは、政令で指定された市町村（岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村）。

## 1. 受付時間等

- ・日時：月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） **午前9～11時、午後1～4時**  
 ※午後（特に2時以降）は混み合います。なるべく早い時間帯にお越しください。予約制ではありません。
- ・場所：大田区産業振興課融資係（南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPi02階、地下有料駐車場あり）  
 電話：03（3733）6185 FAX：03（3733）6159

## 2. 大田区での認定対象

- ・法人の場合は原則として区内に本店登記地を有すること、個人の場合は区内に主たる事業所を有すること

## 3. 申請に必要な提出書類（申請のつど必要です）

<input type="checkbox"/> 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書（（1）イ関係）」同じもの2部 ・数値部分は記入しないでご持参ください。申請時に内容を確認しながらご記入いただきます。 ・記入誤り等があった場合は訂正印により訂正せず、お手数ですが新たな申請書に記入し直してください。 ・認定書が複数必要な場合は、その倍数の申請書をご用意ください（例：認定書が2部必要な場合は4部）			
<input type="checkbox"/> 特定被災区域内の事業所の所在地が確認できる資料の提出 ・震災前から申請者が有していることを確認できることが必要です。 ・例：履歴事項全部証明書、確定申告書、納税証明書、許認可証、賃貸借契約書など			
<input type="checkbox"/> 「売上高等の減少率算出表（3か月実績用）」 ・大田区認定手順用の書式です。窓口のほか、区役所ホームページでも「申請書」と一緒にダウンロードできます。			
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した数値の根拠が客観的に確認できる資料の提出（「売上高等の減少率算出表」に税理士等の署名・押印がない場合） ・例：売上帳（取引先の内訳まで記載されているもの、日計表形式になっているものなど）、月次試算表、法人事業概況説明書（表紙含む）など。 ・客観性に乏しい資料（月別売上高のみ記載のもの、社名の記載がない等申請者の管理資料であることが不明なものなど）では確認できませんのでご注意ください。			
法 人	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） ・発行3か月以内の原本。原本の返却をご希望の場合は提出と一緒に提出ください。 <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（決算書、法人事業概況説明書を含む）の原本又は提出 ・税務署收受印（電子申告は受信通知（メール詳細））があるもの。内容確認後にお返しします。	個 人	<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（決算書部分を含む）の提出 ・税務署收受印（電子申告は受信通知（メール詳細））があるもの。
<input type="checkbox"/> 申請者の実印 ・申請書の記入に誤り等があり、その場で新しい申請書に記入し直していただく場合は必要です。 ※ご提出いただいた書類については原則として返却、提出できませんのでご了承ください。			

## 4. その他

- ・本案内と「申請書」、「売上高等の減少率算出表」は区役所ホームページからもダウンロードできます。  
 区役所ホームページ → 産業振興 → 融資のあつせん・ウェブサイト及び東日本大震災復興緊急保証認定 → 東日本大震災復興緊急保証認定
- ・なるべく内容を把握している本人がご来庁ください（金融機関等による代理は委任状（形式自由）が必要です）。
- ・融資の可否は金融機関等の審査判断によります。
- ・東日本大震災復興緊急保証全般の詳しい内容は中小企業庁ホームページをご覧ください。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律  
第128条第1項第1号の規定による認定申請書（（1）イ関係）

令和 年 月 日

（宛先）大田区長

申請者

住 所

商 号

氏 名

実印

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 最近3か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %（実績）

A：震災の発生後最近3か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B：震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

（注）本様式は、東日本大震災の発生後3か月間の実績が集計済みである場合に使用する。

（留意事項）

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②大田区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込を行うことが必要です。

認定番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

大 田 区 長

松 原 忠 義

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律  
第 128 条第 1 項第 1 号の規定による認定申請書（（1）イ関係）

令和 年 月 日

（宛先）大田区長

申請者

住 所

商 号

氏 名

実印

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 最近 3 か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %（実績）

A：震災の発生後最近 3 か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B：震災の影響を受ける直前の A の期間に対応する 3 か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

（注）本様式は、東日本大震災の発生後 3 か月間の実績が集計済みである場合に使用する。

（留意事項）

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②大田区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込を行うことが必要です。

認定番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

大 田 区 長

松 原 忠 義

## 売上高等の減少率算出表(3か月実績用)

最近3か月間(注1)の 売上高等	
(a) ___年___月	円
(b) ___年___月	円
(c) ___年___月	円
合計 (=a+b+c)	① 円

震災の影響を受ける直前(前年又は前々年)の 左記同期3か月間(注2)の売上高等	
(e) ___年___月	円
(f) ___年___月	円
(g) ___年___月	円
合計 (=e+f+g)	② 円

※千円単位での記入も可能です。

- (注1)「最近3か月間」とは、申請月の前月までの3か月間です。ただし、前月分の算出が困難な場合は、前々月までの3か月間で算出してください。
- (注2) 前年同期が震災の影響を受けた後である場合は、前々年同期(震災前の直前同期)の売上高等と、前年同期が震災の影響を受ける以前である場合は、前年同期の売上高等と比較してください。

### 【売上高等の減少率】

$$\frac{\text{②} - \text{①}}{\text{②}} \times 100 = \boxed{\phantom{0000}} \% \quad \text{※小数点第2位以下切捨て}$$

上記のとおり相違ありません。

申請者の商号及び氏名(代表者)

税理士・公認会計士

年 月 日

年 月 日

印

印

※申請者の印は、申請書の印と同一のもの(実印)を押印してください。

※税理士・公認会計士の署名・捺印がない場合には、各月売上高等の数値の根拠を客観的に確認できる資料(月次試算表、取引先別の内訳が記載されている売上帳、日計表など)のコピーを一緒に提出してください。